

2016年6月15日
法学部

レポート・ゼミ論文の作成提出にあたっての注意事項

■レポートの「剽窃」は不正行為です■

レポート提出の際、不正に作成されたレポートが提出されることがあります。レポートの不正作成は教場試験におけるカンニングと同様、不正行為として厳格な処分の対象となります。自身が認識し、そのようなレポートを提出することがないように注意してください。

＜レポート提出についての注意事項＞

レポートは自分で考えたこと、感じたこと等を自分の言葉で表し評価されるものです。そのため、他人の文章を書籍やネット上から正当な方法で引用することなく借用した場合には、「盗作」・「剽窃」といった不正行為として扱います。

友人同士で借用した場合も同様です。その場合はレポートを貸した側も不正行為になります。最近では、書籍からの「盗作」だけでなく、ネット上の文章を無断でコピー&ペース（コピペ）するケースが多く、書籍やネット上から無断借用したものを公にすれば、「著作権法違反」という立派な犯罪行為になり得ます。

- * 他人の文章やアイデアを「引用」する際は、借用した文章を「カギ括弧」で括り、「注」を付け、出典を明らかにしてください。「注」は、「著者名、出版社、出版年月」を記すのが一般的です。また、ネット上の文章の場合、アドレスとアクセスした日付（削除されることがあるため）を記します。他人の文章を要約したり他人のアイデアを借用した場合にも「注」を付ければ、正当な行為となります。
- * レポートの剽窃が発覚した場合は「試験における不正行為者の処分に関する法学部細則」により処分します。

（処分内容）

不正行為を行った者については、不正行為が行われた時点で履修している全ての科目の評価を無効（G）とするとともに、停学処分とする。

以上